

未使用し尿処理証紙 の還付について

6月1日(水)から、し尿処理証紙（以下「証紙」という。）を廃止し、納入通知書による徴収に変更となります。

お手元に残った未使用の証紙は口座振替により返金しますので、未使用証紙をお持ちの場合は、お手数ですが返金手続きをお願いします。

証紙の廃止に関する詳細は、町ホームページまたは広報4月号をご確認ください。ご理解とご協力をよろしくお願いします。

町ホームページ
検索キーワード

し尿処理証紙の廃止



問合せ／町民生活担当（内線1211～1213）

未使用証紙の返金手続き

■受付期間 令和9年5月31日まで

■必要書類など

①収入証紙代金還付請求書 1部

※3月に発送した個別通知に同封しています。また、町ホームページからもダウンロードできます。

②未使用のし尿処理証紙

③印鑑（シャチハタ不可）

■提出方法

収入証紙代金還付請求書に必要事項を記入し、未使用証紙と一緒に提出先へ持参してください。

半分のみの証紙や、汚れ・破れが酷い証紙は返金対象外となりますのでご注意ください。

なお、証紙は金券につき、郵送での提出はできません。

■提出先 役場町民課窓口、各支所、各連絡事務所

し尿と家庭廃水のくみ取りのお知らせ

7月のくみ取り地区は、別海、本別海、走古丹、中春別、豊原、美原、尾岱沼、床丹です。

くみ取りが必要な方は、くみ取り月の前月20日までに、お申し込みください。

し尿のくみ取りはあらかじめ計画を立てて実施しているため、災害時などを除き、急な申し込みはすぐに対応できない場合があります。し尿処理の業務に影響が生じますので、必ず期限までの申し込みをお願いします。

なお、手数料徴収方法の変更に伴い、6月以降、最初の申し込みの際には、納入通知書の発送先などを確認しますので、ご理解とご協力をお願いします。

問合せ／町民生活担当（内線1212・1213）



【くみ取り申込先】

役場町民課窓口	TEL75-2111 (内線1212・1213)
西春別支所	TEL77-2131
尾岱沼支所	TEL0153-86-2166
上春別連絡事務所	TEL75-6011
上風連連絡事務所	TEL75-7326

【定期くみ取りの申し込みができます】

2カ月に1回、半年に1回など、定期的なくみ取りを申し込むことができますので、上記のくみ取り申込先にお問い合わせください。

消費者ホットライン188とは？

消費者ホットライン188（局番なし）は、お近くの消費生活センターなどの消費生活相談窓口をご案内し、相談の最初の一步をお手伝いするもので、本町の場合は、町の消費生活相談窓口である下記担当につながります。

「悪質商法などによる被害にあった」「ある製品を使ってけがをしてしまった」「お試し購入のはずが定期購入契約になっていた」などの消費者トラブルで困っていませんか？

また「新型コロナワクチンが接種できる。後日全額返金されるので10万円を振り込むようにとの不審な電話がかかってきた」など新型コロナウイルスに関連したトラブルや「豪雨で雨漏りし修理してもらったがさらにひどくなった」などの災害に関するトラブルなどで困っていませんか？

そんなときは一人で悩まずに、全国どこからでも3桁の電話番号でつながる消費者ホットライン「188（いやや!）」にご相談ください。相談員がトラブル解決を支援します。

問合せ／町民生活担当（内線1212）



消費者庁
消費者ホットライン188
イメージキャラクター
「イヤヤン」

重度心身障がい者・ ひとり親家庭等

医療費受給者証の申請について

受給者証の有効期間満了日が近づいてきました。本年度の申請対象者には6月上旬に申請書を送付しますので、内容を確認の上、申請してください。

所得制限により非該当となった中学生以下のお子さんは「子ども医療費助成制度」の対象となります。

■対象者

(親権者または生計維持者の所得制限があります)

【重度心身障がい者】

- ①身体障害者手帳1級から3級(3級は内部障害に限る)をお持ちの方
- ②療育手帳A判定をお持ちの方
- ③精神保健福祉手帳1級か2級をお持ちの方 ※2級の方は入院のみ助成

【ひとり親家庭等】

- ①ひとり親家庭の18歳未満(※)のお子さんとその父または母
 - ②両親の死亡または行方不明などにより他の家庭で扶養されている18歳未満(※)のお子さん
- ※進学や未就労などにより扶養されている場合は20歳未満となります。

■助成後の医療費負担(保険診療分)

- ・中学生以下のお子さん 無料
- ・住民税非課税世帯の方 初診時一部負担金(医科580円、歯科510円、柔整270円)のみ
- ・住民税課税世帯の方 総医療費の1割(月額限度額 入院57,600円、通院18,000円)

■申請期限

6月24日(金)

(期限内に申請された方には、7月中に新しい受給者証をお送りします。)

■申請先

役場町民課窓口、各支所、各連絡事務所

問合せ／後期高齢者・医療給付担当
(内線1242・1243)

子ども医療費受給者証の更新について

受給者証の有効期間満了日が近づいてきました。現在受給者証をお持ちの方には、7月末までに新しい受給者証を送付します。なお、中学生の方は有効期間が中学校卒業までとなっており、そのまま引き続き使用できることから、送付しませんので受給者証を誤って破棄しないようご注意ください。

■申請先 役場町民課窓口、各支所、各連絡事務所

問合せ／後期高齢者・医療給付担当(内線1242・1243)

ごみの不法投棄が多発しています

本町では、例年、悪質なごみの不法投棄が多数確認されています。その多くは、家電製品や家庭ごみですが、中には産業廃棄物の不法投棄も確認されています。

不法投棄は美観を損なうだけでなく、悪臭や汚水による自然環境への深刻な影響、さらには火災が発生する危険性もあります。

町民の皆さんと行政が一体となって「地域の目」で監視し、不法投棄を撲滅しましょう。



不法投棄をした場合
「個人は5年以下の懲役もしくは
1千万円以下の罰金」

「法人は3億円以下の罰金」が科されます。
不法投棄は絶対にしないでください。

不法投棄を発見した場合は、投棄物に触らず、下記担当または警察へご連絡ください。

■連絡時に教えていただきたいこと

発見日時、発見場所、投棄物、行為者の特徴、車両ナンバー など

問合せ／町民生活担当(内線1212・1213)